



介護保険制度は、増え続ける高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして平成12年4月に創設されました。制度創設から13年が経過し、城市でも介護サービス基盤が充実してきました。今後も市は、介護が必要になっても、住み慣れた地域や住まいで尊厳ある自立した生活を送ることができるよう「高齢者の自立支援」と、「持続可能な介護保険運営」を目指して介護サービスの充実に取り組みます。

**「住み慣れた地域で、誰もが安心して老後を過ごす」をまちづくり「きめざいてまちづくり」をめざして**

## 平成25年度介護保険料

第1号被保険者(65歳以上の人)  
(\*保険料額は、平成24年度と同じです)

段階	対象者	保険料率	保険料額(月額:円)
第1段階	・生活保護受給者 ・非課税世帯で、老齢福祉年金受給者	基準額×0.45	26,370
第2段階	・非課税世帯で、合計所得金額及び課税年金収入の合計額80万円以下	基準額×0.475	27,830
第3段階	・非課税世帯で、合計所得金額及び課税年金収入の合計額120万円以下	基準額×0.625	36,620
第4段階	・非課税世帯で、合計所得金額及び課税年金収入の合計額120万円超	基準額×0.7	41,010
第5段階	・課税世帯で本人非課税、合計所得金額及び課税年金収入の合計額80万円以下	基準額×0.85	49,800
第6段階	・課税世帯で本人非課税、合計所得金額及び課税年金収入の合計額80万円超	基準額	58,580 (月額:4,881)
第7段階	・本人課税で、合計所得金額125万円以下	基準額×1.125	65,910
第8段階	・本人課税で、合計所得金額125万円超200万円未満	基準額×1.25	73,230
第9段階	・本人課税で、合計所得金額200万円以上300万円未満	基準額×1.5	87,870
第10段階	・本人課税で、合計所得金額300万円以上400万円未満	基準額×1.6	93,730
第11段階	・本人課税で、合計所得金額400万円以上500万円未満	基準額×1.7	99,590
第12段階	・本人課税で、合計所得金額500万円以上600万円未満	基準額×1.8	105,450
第13段階	・本人課税で、合計所得金額600万円以上700万円未満	基準額×1.9	111,310
第14段階	・本人課税で、合計所得金額700万円以上800万円未満	基準額×2.0	117,160
第15段階	・本人課税で、合計所得金額800万円以上900万円未満	基準額×2.1	123,020
第16段階	・本人課税で、合計所得金額900万円以上1,000万円未満	基準額×2.2	128,880
第17段階	・本人課税で、合計所得金額1,000万円以上	基準額×2.3	134,740

◎合計所得金額とは、年金・給与・事業などの所得をすべて合算したものです  
◎年金から天引きの人は、すでに4月と6月の年金から、平成24年度の保険料を基準に納めていただいています。前半(4月、6月、8月)と後半(10月、12月、2月)のおおのの保険料の合計額をできるだけ均等にすため、8月の保険料で調整します。そのため8月の保険料は他の月に比べて大幅に増額することがあります  
◎保険料額は平成25年4月から平成26年3月までの1年間の金額です。日本年金機構などから送付される源泉徴収票記載の金額は1月から12月までの合計金額のため、この保険料額と金額が異なります

### 介護保険のしくみ

介護保険は、支え合いの考えのもと共同して保険料を負担し、加齢による病気などにより介護が必要になったみなさんに、介護サービスを提供するしくみです。

### 高齢者人口と要介護度別認定者数の推移

本市の高齢化率(総人口に対する65歳以上人口の割合)は、平成12年10月時点では13.8割(7人に1人)でしたが、平成24年10月では26.3割(4人に1人)となっており、12年間で12.5ポイントの著しい増加となっています。

### 介護保険料は納期限までに納めましょう

また認定者数の推移でも平成12年10月と平成24年10月を比較すると2.117人増、2.74倍と大幅な増加となっています。

今後この状況がさらに進み高齢者の増加にともない認定者数も大きく増加することが見込まれます。

1年以上滞納すると、介護サービスを利用する際、費用の全額をいったん利用者が負担し、申請により保険給付分が支払われる償還払いとなります。

また、納期限から2年を過ぎると保険料は時効により納めることができません。

やむを得ない理由により納期限までに保険料を納めることができない場合は、(56)4023にご相談ください。



お気軽にご利用ください！地域包括支援センター

「地域包括支援センター」では認知症をはじめ介護・福祉・健康・医療などさまざまな面から相談を受け付けています。

- 1. 電話番号 (54) 7330
2. 相談日時 月～土曜日の8:30～17:00
3. 場所 寺田水度坂130 (鴻の楽会館内)

京都府認知症コールセンター (電話相談のみ)

京都府では認知症に関する電話相談を実施しています。

- 1. 電話番号 0120(294)677 (フリーダイヤル)
2. 相談日時 月～金曜日の10:00～15:00
3. 相談料 無料
4. 相談員 認知症介護経験者

介護保険の利用について

介護サービスを利用するためには、市に要介護(要支援)認定申請をして「介護や支援が必要な状態である」と認定を受ける必要があります。

申請は、市の窓口で本人やその家族が行いますが、申請に行くことができない場合などには、地域包括支援センターなどに申請を代行してもらうこともできます。

人の主治医に心身の状況についての意見書を作成してもらいます。

支援 認定の申請をするようにしてください。
高年齢介護課 (56) 4037

認知症サポーターについて

認知症は脳の細胞が死んでしまったり、働きが悪くなったために判断能力が低下する...

現在日常生活を送るのに心配がなければ、認定申請をする必要はありません。今後、身体機能の低下などで日常生活に支障を感じ、デイサービスやヘルパーなどの介護サービスが必要と思われるときにかかりつけの医師とも相談の上、要介護(要

Q: 認知症サポーターになるには?
A: 「認知症サポーター養成講座」を受講した人が認知症サポーターとなります。

Q: 養成講座受講するには?
A: 1時間から1時間半程度の講座で、認知症サポーターについて、認知症とはどのような

Q: 養成講座を受講するには?
A: 学校や職場の仲間、自治会や高齢者クラブなどの団体や友人同士で講座を開催することができ、市内で会場をご準備いただき、開催希望日の1カ月前までに高年齢介護課へご相談ください。

地域密着型サービスについて

地域密着型サービスは、市町村が指定・指導権限を有しているサービスで、市では高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が継続できるように、5つの中学校区を日常生活圏域に設定し、その圏域ごとに地域密着型サービスの整備を計画的に進めています。



知症対応型デイサービスが2事業所、小規模多機能型居宅介護が5事業所、認知症高齢者グループホームが7事業所でサービスが提供されています。(表①参照)

まちづくり出前講座について

市では、まちづくり出前講座を行っています。高齢介護課に関しては、「高齢者の福祉施策について」「介護認定について」「介護保険サービスを利用するとき」「認知症サポーター養成講座」の4つの講座を実施しています。

保険料の減免や負担軽減制度

介護保険料の減免

市では、収入の少ない世帯のための保険料減免の制度を設けています。保険料段階が第3段階・第4段階の人で年間収入120万円以下、預貯金350万円以下、課税者の扶養を受けていないなどの条件があります。

また、災害で家屋に1割以上の損害を受けたり、入院や失業などが原因で世帯収入が著しく減った場合などの、保険料減免の制度もあります。

食費・居住費(滞在費)の軽減 表②参照

介護保険3施設(特養、老健、療養型)への入所(院)やショートステイを利用する場合、食費や居住費(滞在費)は原則自己負担となり、施設が定めた金額を支払いますが、市民税非課税世帯の人には食費や居住費(滞在費)を軽減する制度があります。

社会福祉法人による利用者負担軽減

社会福祉法人が提供する介護サービスを利用した際、対象者に、利用者負担分(1割の自己負担と食費・居住費)の25%が軽減される制度です。

対象者 次の①～⑤すべてに該当する人など
①市民税非課税世帯である ②年間収入が1世帯1人の場合150万円以下である ③市民税を課税されている人の扶養家族になっていない ④世帯の現金や預貯金の額が350万円以下である ⑤介護保険料を滞納していない

高額介護サービス費 表②参照

介護サービスを利用した場合、1割の自己負担が発生します。1カ月の自己負担合計が一定の金額を超えるとその超えた分をお返しします。

高額医療合算介護サービス費

介護サービス費と医療費の自己負担額が高額になった場合、介護保険と医療保険のそれぞれの限度額を適用後、年間(8月～翌年7月)の自己負担額を医療保険上の世帯ごとに合算して、限度額を超えた場合は、超えた分をお返しします。

保険料の減免や各負担軽減制度が適用されるためには申請が必要です。各制度に関する手続きの方法や該当基準など、詳しくは高齢介護課へお問い合わせください。

Table with columns for user burden stage, high-cost care service fee limit, food costs, and housing costs (unit type, individual room, etc.).